

## 政策評価懇談会（第15回）議事要旨

1 日 時：平成19年3月5日（月）15:00～17:00

2 場 所：法務省第1会議室

3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，寺尾委員，中村委員，前田委員，山根委員  
渡辺委員

（法務省）大林事務次官，深山官房審議官（総合政策統括担当），小山官房参事官（総合調整担当），松下政策評価企画室長，深石政策評価企画室長補佐，各局部課担当者

4 概 要：

総務省行政評価局作成の「政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針」と、それを踏まえた法務省の対応方針について報告した後、委員に意見を求めた。

「法務省政策評価に関する基本計画」の改定案について説明した後、委員に意見を求めた。

「法務省事後評価の実施に関する計画（平成19年度）」の案について説明した後、委員に意見を求めた。

5 主な意見・指摘等

政策評価と予算との連携について

- ・ 施策の括りで評価を行ったとしても、実際に予算をつけるかどうかの単位は事務事業レベルである。施策の評価の中で、施策を構成する事務事業が見えるような形にしていくということか。
- ・ 数値的な評価につながらない施策は予算が取りにくいという理由から、自己規制が強く働きすぎて、全体の政策のバランスに歪みが生じるようなことだけは避けるように注意しなければならない。

法務省政策評価に関する基本計画の改定案について

- ・ 一般国民への説明責任の観点から、法務省の施策がどのような事業からそれぞれ構成されているのかという全体像に、国民が随時アクセスできる状況を作っておくべき。
- ・ 今後も、民事法制の整備・見直しに対する社会の要求は高まる一方と推察される。より良い法制を構築するための、その裏付けとなる調査研究を、政策体系にしっかり位置付けるべき。

法務省事後評価の実施に関する計画（平成19年度）案について

- ・ 評価の重点化・効率化のために、基本計画の期間内で1回評価するという形にするのであれば、実施計画の期間内に評価を実施していない施策が見える形にしないと分かりにくい。
- ・ 評価の重点化・効率化の要請はよく分かるが、今回の見直しが法務省からの間違ったメッセージにならないようにすべき。
- ・ 実施計画の冒頭に、重要政策に関する法務省の考え方について具体的に記載した方が、分かりやすくなるのではないか。
- ・ 「裁判員制度の啓発推進」については、制度の内容を詳しく周知して理解させれば、国民が主体的に参加するようになるかという点、実はそこが一番問題があるところなのではないか。
- ・ 「裁判員制度の啓発推進」については、あまり今から事前の数字を上げようと努力しなくても、国民が裁判員を経験した後どのような感想を持つかというところの方が大事である。
- ・ 人権相談については、処理した事件数を数えるだけで評価として十分なのか。
- ・ 「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」の計画については、本年度は中間報告を実施することであるが、どういった方向性で実施しており、今後どのようになっていくのかが見えにくい。
- ・ 目標、指標等を策定する上で、単にアウトプットという形だけではなく、可能な限りアウトカム指標で評価することが望まれる。
- ・ 施策の名称、目的、指標等が国民に分かりにくい表現になっていないか再検討すべき。